

平成30年7月豪雨で被害を受けられた事業者に対する支援について (税金関係)

1 市税

区分	内容	問い合わせ先
申告・納付等の期限の延長	市税全般	
	<p>平成30年7月5日以後に期限が到来する市税の申告・納付等の期限を延長します。期限をいつまで延長するかについては、今後検討を行い、別途お知らせします。</p> <p>【対象者】 対象地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等</p> <p>【対象地域】 ・東区：馬木(二・四・七～九丁目)、福田(一～三・五・七～八丁目) ・南区：似島町、丹那町、日宇那町、楠那町 ・安佐北区：口田(一丁目)、口田南(一～三・五～七丁目)、深川(一～二・四～八丁目)、上深川町、狩留家町、白木町 ・安芸区：全域 ・本市外：呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、岡山県・山口県・愛媛県のそれぞれの一部</p> <p>【手続きの方法】 手続は不要です(対象地域の方は自動的に期限が延長されます。)</p> <p>【対象地域外の被災者に対する期限延長】 上記の対象地域以外の地域に住所・居所を有する個人及び主たる事務所・事業所を有する法人等であっても、今回の豪雨により被災された方については、個別に申請することにより、市税の申告・納付等の期限が延長される制度があります。</p>	<p>中央市税事務所第一市民税係 (中区役所内) TEL:082-504-2564 FAX:082-504-2378</p> <p>南税務室(南区役所内) TEL:082-250-8946 FAX:082-254-2624</p> <p>東部市税事務所市民税係(東区役所内) TEL:082-568-7719 FAX:082-567-6006</p> <p>安芸税務室(安芸区役所内) TEL:082-821-4913 FAX:082-824-0411</p> <p>西部市税事務所第一市民税係 (西区役所内) TEL:082-532-0942 FAX:082-232-2127</p> <p>佐伯税務室(佐伯区役所内) TEL:082-943-9716 FAX:082-943-3310</p> <p>北部市税事務所第一市民税係 (安佐南区役所内) TEL:082-831-4935 FAX:082-877-6288</p> <p>安佐北税務室(安佐北区役所内) TEL:082-819-3913 FAX:082-815-1650</p> <p>財政局市民税課市民税係 TEL:082-504-2089 FAX:082-504-2129</p> <p>財政局市民税課法人課税係 TEL:082-504-2093 FAX:082-504-2129</p>

区分	内容	問い合わせ先
徴収猶予	市税全般	財政局収納対策部徴収第一課 徴収企画係 TEL:082-504-0160 FAX:082-249-3901
	<p>災害により被った損害により、市税を一時に納付できないと認められる場合には、申請に基づき、その徴収を猶予することができる場合があります。</p> <p>【対象者】 災害により被った損害により、市税を一時に納付できないと認められる方</p> <p>【徴収猶予金額】 災害により被った損害により、納税が困難と認められる金額（災害に基づく支出又は損失の額を限度とし、保険金等により損害が補てんされている等の場合には、当該保険金等の金額は、災害に基づく支出又は損失の額から除く。）</p> <p>【徴収猶予の期間】 原則として1年以内 （やむを得ない理由があると認められる場合は、納税者からの申請に基づき、当初の徴収猶予期間と併せて2年以内限り、その期間の延長が可能）</p> <p>【手続の方法】 財政局収納対策部にご連絡ください。</p>	
減免	個人市民税、固定資産税、都市計画税 (いずれも平成30年度分)	中央市税事務所第一市民税係 (中区役所内) TEL:082-504-2564 FAX:082-504-2378 南税務室(南区役所内) TEL:082-250-8946 FAX:082-254-2624 東部市税事務所市民税係(東区役所内) TEL:082-568-7719 FAX:082-567-6006 安芸税務室(安芸区役所内) TEL:082-821-4913 FAX:082-824-0411 西部市税事務所第一市民税係 (西区役所内) TEL:082-532-0942 FAX:082-232-2127 佐伯税務室(佐伯区役所内) TEL:082-943-9716 FAX:082-943-3310 北部市税事務所第一市民税係 (安佐南区役所内) TEL:082-831-4935 FAX:082-877-6288 安佐北税務室(安佐北区役所内) TEL:082-819-3913 FAX:082-815-1650
	<p>災害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額(特別徴収の場合は、災害を受けた月以降の月割税額等)の減免を受けられる場合があります。</p> <p>【手続の方法】 減免の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所又は各税務室にご連絡ください。</p>	
軽減	被災事業用資産の損失の必要経費への算入(個人市民税(平成31年度分～))	財政局市民税課市民税係 TEL:082-504-2089 FAX:082-504-2129 所得税については、最寄りの税務署
	<p>被災事業用資産の損失(災害により商品などの棚卸資産や店舗・機械などの事業用の固定資産などに生じた損失)がある場合には、事業所得などの所得金額の計算上、その損失額が必要経費になります。 (その年の所得金額の計算上引ききれなかった損失の金額(純損失の金額)がある場合、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。) ※災害により住宅や家財などに受けた損失については、雑損控除の対象となります。</p> <p>【手続の方法】 所得税の確定申告が必要な方は、平成30年分の所得税について、税務署へ確定申告をしてください。 なお、所得税の確定申告が不要な方で、市民税における事業所得の計算上必要経費に算入される方は、平成31年1月以後に市税事務所又は税務室へ平成31年度分の市民税の申告をしてください。</p>	

区分	内容	問い合わせ先
軽減	<p>被災代替家屋の特例(固定資産税・都市計画税)</p> <p>災害により滅失又は損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が、被災区域内において、平成35年3月31日までに、被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合又は被災家屋を改築した場合には、当該取得又は改築された家屋(被災代替家屋)の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、その取得又は改築した年の翌年から4年度分につき、固定資産税・都市計画税を2分の1に減額する特例の適用があります。</p> <p>【手順の方法】 特例の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所又は各税務室にご連絡ください。</p>	<p>中央市税事務所第一市民税係 (中区役所内) TEL:082-504-2564 FAX:082-504-2378</p> <p>南税務室(南区役所内) TEL:082-250-8946 FAX:082-254-2624</p> <p>東部市税事務所市民税係(東区役所内) TEL:082-568-7719 FAX:082-567-6006</p> <p>安芸税務室(安芸区役所内) TEL:082-821-4913 FAX:082-824-0411</p> <p>西部市税事務所第一市民税係 (西区役所内) TEL:082-532-0942 FAX:082-232-2127</p> <p>佐伯税務室(佐伯区役所内) TEL:082-943-9716 FAX:082-943-3310</p> <p>北部市税事務所第一市民税係 (安佐南区役所内) TEL:082-831-4935 FAX:082-877-6288</p> <p>安佐北税務室(安佐北区役所内) TEL:082-819-3913 FAX:082-815-1650</p> <p>財政局固定資産税課償却資産係 TEL:082-504-2127 FAX:082-504-2129</p>
	<p>被災代替償却資産の特例(固定資産税)</p> <p>災害により滅失又は損壊した償却資産(被災償却資産)の所有者等が、被災区域内において、平成35年3月31日までに、被災償却資産に代わる償却資産(被災代替償却資産)を取得し、又は被災償却資産を改良した場合には、これらの取得又は改良した償却資産の固定資産税の課税標準を、その取得又は改良した年の翌年から4年度分につき2分の1の額とする特例の適用があります。</p> <p>【手順の方法】 特例の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に財政局税務部固定資産税課償却資産係にご連絡ください。</p>	
証明手数料の免除	<p>被災者の方が、被災を原因として行う各種手続のために市税証明等を請求される場合、手数料を免除します。</p> <p>【免除する証明書の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書 ・課税証明書 ・固定資産税課税台帳登録事項証明書 ・住宅用家屋証明書 <p>※被災を原因として行う各種手続のために請求するものに限ります。 また、コンビニエンスストアの店舗で請求される場合は手数料の免除はありません。</p> <p>【手順の方法】</p> <p>申請書に必要事項を記入の上、以下2点を確認させていただきます。代理人による申請も可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①窓口に来た方がご本人であること(運転免許証等) ②被災された方であること(り災証明書、現況写真等) 	<p>中央市税事務所管理係 (中区役所内) TEL:082-504-2558 FAX:082-504-2378</p> <p>南税務室(南区役所内) TEL:082-250-8946 FAX:082-254-2624</p> <p>東部市税事務所管理係(東区役所内) TEL:082-568-7715 FAX:082-567-6006</p> <p>安芸税務室(安芸区役所内) TEL:082-821-4913 FAX:082-824-0411</p> <p>西部市税事務所管理係 (西区役所内) TEL:082-532-0937 FAX:082-232-2127</p> <p>佐伯税務室(佐伯区役所内) TEL:082-943-9716 FAX:082-943-3310</p> <p>北部市税事務所管理係 (安佐南区役所内) TEL:082-831-4932 FAX:082-877-6288</p> <p>安佐北税務室(安佐北区役所内) TEL:082-819-3913 FAX:082-815-1650</p> <p>財政局市民税課法人課税係 TEL:082-504-2093 FAX:082-504-2129</p> <p>財政局徴収第一課庶務係 TEL:082-504-0155 FAX:082-249-3901</p>

2 県税

区分	内容	問い合わせ先
申告・納付等の期限の延長	<p>県税全般 (ただし、自動車取得税、証紙徴収の方法により徴収する自動車税及び狩猟税は対象外)</p> <p>災害により、期限までに申告や納税等ができないときは、その災害がやんだ日から2か月以内に限り、申告期限または納期限等を延長します。</p> <p>【対象者】 対象地域に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有する方</p> <p>【広島市の対象地域】安芸区</p> <p>【手続の方法】 手続は不要です(対象地域の方は自動的に期限が延長されます。)</p> <p>※対象者に該当しないで、平成30年7月豪雨の影響により既定の期限までに申告、納付などが困難である方は、個別にご相談ください。</p>	<p>西部県税事務所 TEL:082-228-2111 西部県税事務所呉分室 TEL:0823-22-5400 西部県税事務所廿日市分室 TEL:0829-32-1181 西部県税事務所東広島分室 TEL:082-422-6911 東部県税事務所 TEL:084-921-1311 東部県税事務所尾道分室 TEL:0848-25-2011 北部県税事務所 TEL:0824-63-5181 県庁税務課 TEL:082-513-2327</p>
	<p>県税全般</p> <p>次の場合には、1年以内(事情により最高2年)に限り納税が猶予される場合があります。 (ただし、猶予税額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3か月を超える場合は、原則、担保の提供が必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の財産が災害により被害を受けたとき、又は盗難にあったとき ・本人もしくは本人の家族が病気にかかったとき、又は負傷したとき ・本人が事業につき著しい損失を受けたとき、又は事業を廃業・休止したとき 	
減免	<p>自動車取得税(平成30年度分)</p> <p>災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害から6か月以内に取得した場合、自動車取得税を減免します。 (ただし、広島県ナンバーの自動車を取得した場合に限ります。)</p> <p>【減免額】 代替自動車の自動車取得税(全額)</p>	<p>西部県税事務所 TEL:082-228-2111 西部県税事務所呉分室 TEL:0823-22-5400 西部県税事務所廿日市分室 TEL:0829-32-1181 西部県税事務所東広島分室 TEL:082-422-6911 東部県税事務所 TEL:084-921-1311 東部県税事務所尾道分室 TEL:0848-25-2011 北部県税事務所 TEL:0824-63-5181 県庁税務課 TEL:082-513-2327</p>
	<p>自動車税(平成31年度課税分)</p> <p>災害により損壊したことに伴い運行不能になった自動車について、災害が発生した日の翌日から6か月以内に修理が完了した場合に自動車税を減免します。 (ただし、修理完了までの期間が16日以上の場合に限ります。)</p> <p>【減免額】 年税額×修理による運行不能月数/12</p> <p>自動車が災害により運行不能となり解体・抹消登録した場合には、申立により運行不能となった翌月から解体・抹消登録までの期間を減額できます。</p>	

区分	内容	問い合わせ先
減免	<p>個人事業税(平成30年度課税分)</p> <p>次のいずれかに該当する場合、個人事業税を減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する事業用資産について、災害により受けた損害の金額が当該事業用資産の合計価格の1/3以上であり、事業の所得が1,000万円以下の場合 ・所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該資産の合計価格の1/3以上であり、前年中の所得が500万円以下の場合 <p>【減免率】 所得区分及び損害率に応じて25/100～100/100</p>	<p>西部県税事務所 TEL:082-228-2111 西部県税事務所呉分室 TEL:0823-22-5400 西部県税事務所廿日市分室 TEL:0829-32-1181 西部県税事務所東広島分室 TEL:082-422-6911 東部県税事務所 TEL:084-921-1311 東部県税事務所尾道分室 TEL:0848-25-2011 北部県税事務所 TEL:0824-63-5181 県庁税務課 TEL:082-513-2327</p>
	<p>不動産取得税(平成30年度以降課税分)</p> <p>次のいずれかに該当する場合、不動産取得税を減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産を取得した日から6か月以内に当該不動産が災害によって滅失、損壊した場合 ・災害によって不動産を滅失、損壊した日から2年以内に、当該不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合 <p>【減免額】 {被災前価格－(被災後価格＋保険等の補填金)}×税率</p>	
証明手数料の免除	<p>納税証明書</p> <p>被災された方が、その復旧に必要な資金の借入れその他の手続のために使用する証明書を申請される場合は、納税証明手数料が免除します。</p>	

3 国税

区分	内容	問い合わせ先
申告・納付等の期限の延長	<p>国税全般</p>	<p>最寄りの税務署</p> <p>海田税務署 TEL:082-823-2131 (東区のうち馬木町、馬木一～九丁目、温品町、温品一～八丁目、上温品一～四丁目、福田町、福田一～八丁目及び安芸区)</p>
	<p>平成30年7月5日以後に期限が到来する国税の申告・納付等の期限を延長します。期限をいつまで延長するかについては、今後検討を行い、別途お知らせします。</p> <p>【対象者】 ①対象地域に納税地を有する方 ②対象地域以外に納税地を有する方で、今回の豪雨で被災をされた方</p> <p>【広島市の対象地域】安芸区</p> <p>【手続の方法】 ①対象地域に納税地を有する方は手続は不要です(自動的に期限が延長されます。) ②対象地域以外に納税地を有する方は、所轄税務署にご相談ください。</p>	
納税の猶予	<p>国税全般</p>	<p>廿日市税務署 TEL:0829-32-1217 (佐伯区)</p>
	<p>災害により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請することによって納税の猶予を受けることができます。</p> <p>【対象となる国税】 ①損失を受けた日に納期限が到来していない国税のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付すべき税 ②損失を受けた日に納期限が到来していない所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方法人税・消費税の中間申告分 ③既に納期限が到来している国税のうち、一時に納付することができないと認められる国税</p> <p>【猶予期間】 ①納期限から1年以内 ②確定申告書の提出期限まで ③原則として1年以内</p>	<p>広島北税務署 TEL:082-814-2111 (安佐南区、安佐北区の一部(吉田税務署管内の地域を除く))</p> <p>広島西税務署 TEL:082-234-3110 (中区の一部、西区)</p> <p>広島東税務署 TEL:082-227-1155 (中区の一部、東区の一部(海田税務署管内の地域を除く)、南区の一部)</p> <p>広島南税務署 TEL:082-253-3281 (南区の一部)</p> <p>吉田税務署 TEL:0826-42-0008 (安佐北区のうち白木町)</p>
還付	<p>法人税</p>	
	<p>災害のあった日から1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始日から1年(青色申告書の場合には2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。</p> <p>※災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額をいいます。</p>	

区分	内容	問い合わせ先
還付	所得税	最寄りの税務署
	<p>災害のあった日から6か月以内に終了する中間期間において、災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において控除しきれなかった所得税額の還付を受けることができます。</p> <p>※災害損失金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額をいいます。</p>	<p>海田税務署 TEL:082-823-2131 (東区のうち馬木町、馬木一～九丁目、温品町、温品一～八丁目、上温品一～四丁目、福田町、福田一～八丁目及び安芸区)</p> <p>廿日市税務署 TEL:0829-32-1217 (佐伯区)</p> <p>広島北税務署 TEL:082-814-2111 (安佐南区、安佐北区の一部(吉田税務署管内の地域を除く))</p>
その他	被災代替資産等の特別償却	<p>広島西税務署 TEL:082-234-3110 (中区の一部、西区)</p>
	<p>発生日から同日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができます。</p>	<p>広島東税務署 TEL:082-227-1155 (中区の一部、東区の一部(海田税務署管内の地域を除く)、南区の一部)</p>
	<p>消費税の特例</p> <p>災害が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、税務署長の承認を受けることにより、当該災害の生じた日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。</p>	<p>広島南税務署 TEL:082-253-3281 (南区の一部)</p> <p>吉田税務署 TEL:0826-42-0008 (安佐北区のうち白木町)</p>